

第74号議案

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月1日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、事業者の役割に関する規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の一部を改正する条例

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（令和2年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（事業者の役割）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合、合理的配慮を提供しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（障害者（児）福祉計画との関係）</p> <p>第12条 市は、障がいを理由とする差別の解消に関する取組について、芦屋市障害者（児）福祉計画（障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。この条において同じ。）に定めるものとする。</p>	<p>（事業者の役割）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合、合理的配慮の提供に努めるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（障害者（児）福祉計画との関係）</p> <p>第12条 市は、障がいを理由とする差別の解消に関する取組について、芦屋市障害者（児）福祉計画（障害者基本法<u>（昭和45年法律第84号）</u>第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。この条において同じ。）に定めるものとする。</p>

改正後	改正前
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の一部改正 要綱

1 改正の趣旨

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、事業者の役割に関する規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 事業者が行う「合理的配慮の提供」について、努力義務から義務化されることに伴う規定の整理（第6条関係）
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

令和6年4月1日

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律抜粋

(部分は、令和6年4月1日施行)

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 (第1項省略)

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

内閣府資料抜粋

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日
→政令で定める日は令和6年4月1日

参考

障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者**は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成